

防災啓発動画の制作・配信業務委託 仕様書

1 委託業務名

防災啓発動画の制作・配信業務委託

2 目的

令和2年度からの5年間を計画期間とする第2期岐阜県強靱化計画では、平成30年7月豪雨災害や令和元年台風第15号・19号災害の教訓を踏まえ、県民総ぐるみで「自助・共助」の底上げを図るべく、全世代が参加して「災害から命を守る岐阜県民運動」（以下「県民運動」という。）を展開している。

このため、防災意識が他の年代に比べて低い若者世代の意識や知識の向上を図り、県民運動への参加を促すため、災害への備えや過去の災害から得た教訓などについて、動画を制作し配信する。また、YouTube 広告を出稿することで、より多くの県民に県の防災施策を周知し、県民運動への参加を促進する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託業務内容

以下の業務を行うこととし、詳細については県と協議すること。

また、定めのない事項については、県と十分な協議を行い決定すること。

(1) 防災啓発動画の制作及び配信

(ア) 企画

- ・一般県民向けに防災に対する意識や知識を向上できるような題材とし、防災啓発に効果的な動画を制作する。制作する動画の題材は5つ以上とし、下記「題材例」を参考とすること。なお、(※)のものは必ず取り扱うこと。

【題材例】

- ・LINE「岐阜県_公式防災アカウント」 (※)
- ・災害・避難カードの作成 (WEB 版含む) (※)
- ・県広域防災センター
- ・登山届 (コンパスの紹介 (<https://www.mt-compass.com/>))
- ・雪害対策 ・避難方法、場所、経路の確認
- ・災害用備蓄品 家庭の防災対策 等
- ・ターゲットは、防災意識が他の年代に比べて低い30代までの若者向けとする。
- ・動画の配信は、令和4年9月から順次開始を予定するが、都度時勢に適した

内容の動画を配信すること。

(イ) 動画の内容

- ・再生時間は1本あたり3分程度とし、5本以上の動画を制作する。
- ・動画の内容は、若者世代の防災意識や知識を向上し、自ら家庭内で取組んだり、家族や友人等身近な人間と共有したくなるような内容であること。
- ・動画はWEBサイトやSNS等に掲載・配信することを前提とし、パソコンやスマートフォンで視聴できるものを作成すること。

(ウ) 撮影・編集等

- ・使用する映像及び画像については、原則、全編撮影とするが、季節等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、県等が提供する借用映像や画像を使用することも可能とする。借用映像を使用する際の手続等は、受託者が行うこと。
- ・出演者を起用する際は、事前に県と協議し、出演者の手配、調整及び出演料等の支払いは受託者が行うこと。また、肖像権などの問題が発生しないよう対応するものとし、権利処理が必要な場合は、手続等を受託者が行うこと。なお、動画は契約期間満了後も一定期間配信するので留意すること。
- ・撮影は、本事業を遂行するにあたり十分な知識と経験を有するスタッフが行うこと。
- ・適宜、テロップ、BGM及びナレーションを挿入すること。なお、ナレーションを挿入する場合はナレーターや声優を活用すること。

(エ) 動画の配信

- ・制作した動画はYouTubeで配信する。動画のアップロードは、YouTube公式アカウント「災害から命を守る岐阜県民運動」において受託者が行う。
- ・配信する動画への効果的な誘導を図るため、サムネイルの作成、説明欄の作成に加え、タグの設定など必要なSEO対策を実施すること。
- ・受託者及び出演者等の所有するYouTubeチャンネルやSNSで積極的に配信及び周知すること。

(2) 広告動画の制作及びYouTubeインストリーム広告の出稿

(ア) 広告動画の制作

- ・(1)で制作した動画の視聴数の増加や県民運動の推進を図る上で効果的な広告を配信すること。
- ・広告動画の再生時間は15秒程度とし、5本以上の動画を制作すること。

(イ) YouTubeインストリーム広告の出稿

- ・広告動画をYouTubeインストリーム広告に出稿すること。広告は5秒経過でスキップ可の規格とする。
- ・広告の配信対象地域は岐阜県とし、配信時間は、多くの若者がYouTubeを視

聴する時間帯に配信するなど、適宜ふさわしい時間帯に配信すること。

- ・ 広告の配信時期は令和4年9月～令和5年3月までとし、配信回数は40万回、視聴回数は作成した全ての広告の視聴回数を合計し、3万回以上を目安に配信すること。
- ・ 広告に設定する予算は、一部の動画に偏りが生じないようにすること。
- ・ 広告の概要欄やバナーにて、外部サイトへ誘導するためのリンクを設け、外部サイトとの相乗効果の創出を図ること。（※リンク先は岐阜県が指定したものとする。）
- ・ 広告の配信状況（年代、地域・圏域等のセグメント別での配信回数、視聴回数など）を分析し、報告すること。

（3）納品

納入媒体：DVD-R

数 量：①3分程度の動画が記録されたDVD-R 10枚

②広告用動画が記録されたDVD-R 2枚

納品時期：動画完成時

納品場所：岐阜県危機管理部防災課

その他：パソコンで再生可能な形式（WMV、MP4等）とすること。

電子データは、ウイルス対策ソフトで検査の上、納品すること。

（4）その他

- ・ 撮影許可、楽曲使用、WEB配信等で必要となる一切の手続きについては、受託者が行うこと。
- ・ 成果物について、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- ・ この仕様書に定める納品物以外にも、県の必要に応じて資料等を提供すること。

5 業務委託実施体制

（1）統括責任者の配置

本業務委託の実施について、その進捗を管理する責任者を1名配置すること。ただし、必ずしも専任である必要はない。

（2）業務の実施計画

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施内容、スケジュール、実施体制（従事者の名簿及び役割分担、再委託先（予定）、再委託内容などを含む）を作成し、県に提出すること。

（3）配信状況の報告

配信開始後、毎月の配信状況を翌月の10日までに報告すること。報告内容の詳細

については、県と協議の上、決定すること。

(4) 業務実施状況の報告

県は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について受託者に対し、報告を求めることができる。

6 業務完了報告

受託者は、本業務の完了後、委託業務完了届及び事業の実施結果を取りまとめた報告書を速やかに提出すること。

7 支払条件等

県は、本業務が完了し、検査した後に経費を支払うものとする。

8 著作権の譲渡等

成果物に関する所有権は、引渡時をもって岐阜県に帰属するものとする。著作権等については、別記1「著作権等取扱特記事項」によるものとする。

9 業務委託の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記3「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自

己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

12 その他

(1) 本業務委託に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、県及び受託者双方合意の上、決定することとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受注者は、発注者の所有する映像及び画像データ、パンフレット等紙媒体について、提供を受けることができるものとする。

(3) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。